

社発第 T-151 号

2019 年 7 月 5 日

貸借取引参加者
代表者 殿

日本証券金融株式会社
代表執行役社長 櫛田 誠希

富士興産(株)株式に係る貸借取引品貸し申込みにおける
品貸料の最高料率 10 倍適用について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、富士興産(株)(5009)につきましては、2019 年 7 月 5 日付社発第 T-150 号により貸借取引の申込停止措置の実施についてご通知いたしましたが、貸付株券の調達が極めて困難であることから、2019 年 7 月 8 日申込分(7 月 9 日品貸し申込み受付分)から当分の間、貸借取引品貸し申込みにおける品貸料の最高料率を 10 倍とする臨時措置を講じることといたしましたので、ご通知申し上げます。

貴社におかれましては、同銘柄の置かれている状況をご理解いただくとともに、併せて同銘柄の制度信用取引をご利用のお客様に対しましては、当該臨時措置の実施についてご説明いただくようお願い申し上げます。

敬 具